

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 二四
- 都市計画法により公聴会を開催する件 二四
- 都市計画の決定に係る関係図書の写真の送付を受けた件 二五
- 落札者を決定した件 二五
- 福島県教育委員会教育長 二六
- 落札者を決定した件 二六

公 告

公告第十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年一月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人喜楽郷
- 三 代表者の氏名
齋藤 幸弘
- 四 主たる事務所の所在地
福島県河沼郡柳津町大字郷戸字石神浦甲二千二百七十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は介護を必要とする高齢者に対し介護サービスに関する事業を行い、高齢者が身体的または精神的機能低下を余儀なくされたとしても、そのような人達を社会

が受容し、共に豊かで安らかなで生活ができるように地域福祉の推進とまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。

（文化振興課）

公告第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十六年一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十六年二月十三日（木） 午後六時三十分から
場所 白河市八幡小路七番地一 白河市役所地下二階第一・二会議室
- 二 公聴会の案件
県南都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、平成二十六年二月四日（火）までに、別記様式による公述申出書を白河市建設部都市政策室都市計画課又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
 - 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
 - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市政策室都市計画課において縦覧に供する。
 - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市政策室都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成26年1月21日付け福島県報に登載された「県南都市計画道路を変更する案」に関する、次のとおり公述を申し出ます。

平成26年 月 日
 福島県知事 佐藤雄平
 公述申出人 住 所

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

氏 名

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、須賀川市から
県中都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとお
り縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年1月21日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
保護具セット（一般用・消防用） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋安全防災株式会社 福島県いわき市平塩字風内73番地の2
- 5 落札金額
11,553,286円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年11月5日

(入札用度課)

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立本宮高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年1月21日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立本宮高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立本宮高等学校 福島県本宮市高木字井戸上45番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
30,536,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年11月5日

（財務課施設財産室）